

松江市立皆美が丘女子高等学校 部活動に係る活動方針

1 基本方針

- (1) 学業と部活動の両立を図り、学校生活を充実させる。
- (2) 部または個人の目標を設定し、その実現に向かって自らが主体的に行動出来る生徒を育成する。
- (3) 仲間と共に様々な活動する中で、自他の人権を尊重し、望ましい人間関係を形成する能力を育成する。

2 本年度の部活動

(1) 設置部活動

《文化部》 自然科学、美術、書道、放送、日本文化（華道）、日本文化（茶道）
吹奏学部、食物・手芸

《体育部》 バレーボール、テニス、ハンドボール、ダンス、弓道、バスケットボール

(2) 活動時間・休養日等

①活動時間 ・学期中 平日3時間程度 週休日4時間程度

・長期休業中 4時間程度

②休養日

・週当たり1日以上とする。

・長期休業中は3日以上長期休養期間を設ける。

・定期試験の1週間前から原則として休養日とする。

ただし、大会（高体連・高文連・吹奏楽連盟主催と国民スポーツ大会）が、試験終了後一週間以内にある部活動については、職員会議の承認により放課後1時間程度の練習を認める場合がある。

(3) 大会参加について

①高体連・高文連・吹奏楽連盟の主催・共催・後援の大会

②その他の大会については校長が許可したもの

3 部活動運営について

(1) 体罰等の根絶

部活動指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰を正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 安全管理と事故防止

①生徒の健康管理の把握を行う。

②事故の未然防止のため、施設・設備の点検を行う。

③危機管理体制の徹底を行う。

(3) 保護者の理解と協力

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであるため、活動計画等を明確にし、保護者に理解を得る。